

「特約付き合同運用指定金銭信託」の約款変更公告

株式会社八十二銀行

委託者さま、受益者さま

株式会社八十二銀行は、関係金融当局からの許認可の取得を前提に、2026 年 1 月 1 付で株式会社長野銀行と合併し、銀行名を株式会社八十二長野銀行に変更することを予定しています。

銀行名の変更に伴い、「特約付き合同運用指定金銭信託（遺言代用特約・遺贈寄付特約付き）」の約款および「特約付き合同運用指定金銭信託（受益者代理人特約付き）」の約款を、2025 年 10 月 17 日付関東財務局長認可を得て、2026 年 1 月 1 日より下記の通り変更致します。

約款の変更および変更内容について異議のある委託者または受益者はそれぞれ 2025 年 12 月 5 日までに、当行本支店までお申し出ください。

記

1. 約款の変更理由

2026 年 1 月 1 日付で株式会社長野銀行と合併し、銀行名を株式会社八十二長野銀行に変更するため

2. 約款の変更内容

(1) 「特約付き合同運用指定金銭信託（遺言代用特約・遺贈寄付特約付き）」約款

下線部が変更部分となります。

変更後	変更前
表紙 株式会社 <u>八十二長野銀行</u> 第 1 条（信託の目的） 1. 委託者は、株式会社 <u>八十二長野銀行</u> （以下「受託者」といいます。）に対し、委託者が受託者に別途提出する「特約付き合同運用指定金銭信託（遺言代用特約・遺贈寄付特約付き）申込書兼重要事項確認書」（以下、「申込書」といいます。）記載の金銭（以下「当初信託金」といいます。）を	表紙 株式会社八十二銀行 第 1 条（信託の目的） 1. 委託者は、株式会社八十二銀行（以下「受託者」といいます。）に対し、委託者が受託者に別途提出する「特約付き合同運用指定金銭信託（遺言代用特約・遺贈寄付特約付き）申込書兼重要事項確認書」（以下、「申込書」といいます。）記載の金銭（以下「当初信託金」といいます。）を第 9 条

第9条の1第1項で定める第一受益者および同上第3項で定める第二受益者（以下、本約款において第一受益者および第二受益者を総称して「受益者」といいます。）のために利殖し、かつ当該申込書記載の割合において信託財産に属する金銭を受益者に取得させまたは申込書において指定する方法により信託財産に属する金銭を支出する目的で信託し、受託者はこれを引き受けました（以下、本約款による信託を「本信託」といいます。）。

2.～3. 省略

第2条～第8条 省略

第9条の1（受益者等）

1.～6. 省略

7. 第二受益者が受益を承認する場合には、その旨の意思表示を受託者所定の方法により行うとともに、受託者所定の手続きにより本信託の信託財産の交付を受ける金融機関の預金口座の指定を行うものとします。ただし、第二受益者が信託財産の交付を受ける金融機関について、株式会社八十二長野銀行以外の金融機関の預金口座を指定した場合、委託者が当該第二受益者に取得させるものとして申込書にて指定した割合、その他本約款に定める方法により委託者が指定する割合に相当する信託財産に係る受益権は、委託者の指定した方法にかかわらず一時金により交付を受けるものとします。第二受益者による金融機関の預金口座の指定に代えて、委託者が生前に第二受益者の金融機関の預金口座の指定を行う場合には、株式会社八十二長野銀行の預金口座に限るものとします。なお第二受益者による当該受益の意思表示が受託者に到達した

の1第1項で定める第一受益者および同上第3項で定める第二受益者（以下、本約款において第一受益者および第二受益者を総称して「受益者」といいます。）のために利殖し、かつ当該申込書記載の割合において信託財産に属する金銭を受益者に取得させまたは申込書において指定する方法により信託財産に属する金銭を支出する目的で信託し、受託者はこれを引き受けました（以下、本約款による信託を「本信託」といいます。）。

2.～3. 省略

第2条～第8条 省略

第9条の1（受益者等）

1.～6. 省略

7. 第二受益者が受益を承認する場合には、その旨の意思表示を受託者所定の方法により行うとともに、受託者所定の手続きにより本信託の信託財産の交付を受ける金融機関の預金口座の指定を行うものとします。ただし、第二受益者が信託財産の交付を受ける金融機関について、株式会社八十二銀行以外の金融機関の預金口座を指定した場合、委託者が当該第二受益者に取得させるものとして申込書にて指定した割合、その他本約款に定める方法により委託者が指定する割合に相当する信託財産に係る受益権は、委託者の指定した方法にかかわらず一時金により交付を受けるものとします。第二受益者による金融機関の預金口座の指定に代えて、委託者が生前に第二受益者の金融機関の預金口座の指定を行う場合には、株式会社八十二銀行の預金口座に限るものとします。なお第二受益者による当該受益の意思表示が受託者に到達した後、第二受

後、第二受益者は受益権を放棄することはできないものとします。受託者は、第二受益者による受益の意思表示の指定および金融機関の預金口座の指定が受託者所定の方法により行われない間、第二受益者に対する本信託の信託財産の交付を行わないことができ、当該交付を行わないことについて責任を負いません。 また、本条第6項に定める通知を発出した日から3ヵ月以内にいずれの意思表示もなされない場合は、受益の意思表示があったものとみなします。 8.～10. 省略 第9条の2～第33条 省略 第34条（準拠法および管轄） 本約款の準拠法は日本法とします。また、本約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、長野地方裁判所または受託者の本支店の所在地を管轄する裁判所の中から、受託者たる株式会社<u>八十二長野銀行</u>が管轄裁判所を指定できるものとします。 第35条～第36条 省略	益者は受益権を放棄することはできないものとします。受託者は、第二受益者による受益の意思表示の指定および金融機関の預金口座の指定が受託者所定の方法により行われない間、第二受益者に対する本信託の信託財産の交付を行わないことができ、当該交付を行わないことについて責任を負いません。 また、本条第6項に定める通知を発出した日から3ヵ月以内にいずれの意思表示もなされない場合は、受益の意思表示があったものとみなします。 8.～10. 省略 第9条の2～第33条 省略 第34条（準拠法および管轄） 本約款の準拠法は日本法とします。また、本約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、長野地方裁判所または受託者の本支店の所在地を管轄する裁判所の中から、受託者たる株式会社八十二銀行が管轄裁判所を指定できるものとします。 第35条～第36条 省略
---	---

(2) 「特約付き合同運用指定金銭信託（受益者代理人特約付き）」約款

下線部が変更部分となります。

変更後	変更前
表紙 株式会社<u>八十二長野銀行</u> 第1条（信託の目的） 1. 委託者は、株式会社<u>八十二長野銀行</u>（以下「受託者」といいます。）に対し、委託者が受託者に別途提出する「特約付き合同運用指定金銭信託（受益者代理人特約付き）申込書兼重要事項確認書」（以下、「申込書」といいます。）記載の金銭（以	表紙 株式会社八十二銀行 第1条（信託の目的） 1. 委託者は、株式会社八十二銀行（以下「受託者」といいます。）に対し、委託者が受託者に別途提出する「特約付き合同運用指定金銭信託（受益者代理人特約付き）申込書兼重要事項確認書」（以下、「申込書」といいます。）記載の金銭（以下「当初信

下「当初信託金」といいます。)を受益者のために利殖する目的で信託し、受託者はこれを引き受けました(以下、本約款による信託を「本信託」といいます。))。 2.～4. 省略 第2条の1～第36条 省略 第37条(準拠法および管轄) 本約款の準拠法は日本法とします。また、本約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、長野地方裁判所または受託者の本支店の所在地を管轄する裁判所の中から、受託者たる株式会社八十二長野銀行が管轄裁判所を指定できるものとします。 第38条～第39条 省略	託金」といいます。)を受益者のために利殖する目的で信託し、受託者はこれを引き受けました(以下、本約款による信託を「本信託」といいます。))。 2.～4. 省略 第2条の1～第36条 省略 第37条(準拠法および管轄) 本約款の準拠法は日本法とします。また、本約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、長野地方裁判所または受託者の本支店の所在地を管轄する裁判所の中から、受託者たる株式会社八十二銀行が管轄裁判所を指定できるものとします。 第38条～第39条 省略
--	---

3. 変更の適用予定日

2026年1月1日(木)

4. 諸手続について

上記の約款変更について異議のある委託者または受益者は、2025年12月5日(金)までに、当行本支店までお申し出ください。その場合、ご異議の申立てをされた委託者または受益者は、当行所定の事務手続きにより、本信託を終了させることができます。受益者が受益権の買取請求をされた場合にも、当該終了手続きをもってこれに代えるものとします。

なお、ご異議の申立てをされなかった委託者または受益者は約款変更を承諾されたものとみなします。

以上